



# ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.9

発行  
2017年12月14日

事務局

〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内  
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com  
WEB:<http://moonkh.wixsite.com/hateharassment>



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

## 更に原告支援の輪を広げよう!

### ヘイトハラスメント裁判地元支援の会

私たちは、原告が暮らしている地域の労働組合や部落解放同盟の支部、人権尊重の社会を求める団体等により、原告の思いを受け止め足元からの支援の輪を広げ、全力で原告を支え、裁判支援を進めることを目的として、『ヘイトハラスメント裁判地元支援の会』を2016年2月に設立し、2回の口頭弁論に一度の割合での『地元支援の会報告会・学習会』の開催や公正な審議・判決を求める署名活動などの取り組みを継続してきました。

去る10月31日には、第4回の『地元支援の会報告会・学習会』を開催しました。

初めに、弁護団の南部弁護士よりこの間の裁判における状況報告等がありました。裁判における被告側の主張内容のほか、会社内での大量の文書配布などの行為がヘイトスピーチ解消法が定義するヘイトスピーチ3類型（一律に排斥・危害の告知・誹謗中傷）に該当することの説明を受け、民族差別に対する闘いにとどまらず、労働者的人格権侵害を許さない極めて重要な裁判であることが、訴えられました。

続いてヘイトハラスメント裁判を支える会事務局の文公輝さん

より、この裁判に勝利することの社会的意義を改めて学習する場を設けました。

「報告会・学習会」の最後に原告より、この間も続く社内の文書等配布の状況と今の思いを語っていただきました。

12月14日には、第9回の口頭弁論期日を迎えます。前々回あたりから被告側支援の傍聴者が増えるなど、これまで以上に厳しい状況が続いています。

原告は、提訴以前から労働基準監督署や労働事務所への相談や、代理人弁護士を通じて職場環境の改善を会社へ申し入れ、さらに大阪弁護士会への人権救済申し立てなどを起こしてきましたが、一向に状況は改善されず裁判を起こす決意に至りました。地元支援の会としては、まずは原告とその家族の思いに寄り添い、足元から支える取り組みを、一つ一つ積み上げていかねばならないと考えています。裁判の勝利に向かって更に支援の輪を広げていきましょう。



# 第8回口頭弁論期日の報告

富田 真平（原告訴訟代理人弁護士）

## 1 はじめに

2017年9月28日午後2時から、大阪地方裁判所堺支部にて、ヘイトハラスメント裁判の進行協議期日が行われ、その後続けて午後2時30分から第8回口頭弁論期日が開かれました。以下、同期日の内容についてご報告させていただきます。

## 2 期日で行われたこと

期日では、前回の期日で原告側が出した第11準備書面（原告の主張を整理したもの）に対する反論として、被告会社から準備書面4が、被告会長から第4準備書面がそれぞれ提出されました。そして、法廷では、被告らの代理人からそれぞれの書面の内容に



第8回口頭弁論期日後の支援者集会で説明をおこなう村田弁護団長

ついて、口頭で説明がありました。

他方、原告側の方でも、提訴後の原告に対する被告らの攻撃について書いた第12準備書面を提出する予定でしたが、進行協議期日において、裁判所から被告会社で配布された資料の分類について、「もう少しこのように整理したらどうか」という話があり、裁判所の指摘に基づいてもう一度整理し直して提出することになりましたので、今回の期日での提出は見送りました。

### 3 被告らが主張したこと

被告らが今回の書面で主張したのは、主には、こちら側がヘイトスピーチに当たるとした資料について、これらはヘイトスピーチに当たらないということや、たまたま入り込んでしまったものであるとか、これらは意見論評であるとか、平穏な態様で配布すること自体は社会通念上許容できないものとはまではいえない、などの主張でした。

そのほかにも、文書配布の効果として、職場に差別的な言動が蔓延した事実はないとか、読む読まないは自由で資料の閲読を強制したことではない、などと主張し、被告らの行為に違法はないと主張しました。

このような被告らの主張は、それぞれの表現に対する評価や事実の評価にも問題がありますが、根本的な問題として、これらの行為が職場において強い立場にある使用者が労働者に対して行っている行為だという点に相変わらず触れていないという点で原告の主張としっかりかみ合った反論になっていたと感じました。

#### 4 次回以降の予定・傍聴支援のお願い

次回の期日（2017年12月14日）には、こちら側から、今回の期日で提出を予定していた提訴後の原告に対する被告らの攻撃について主張した書面を提出する予定です。

今回の期日では、会社側の傍聴希望者が増え、法廷にも会社側の傍聴者がかなりいたことから、法廷で原告が不安を感じる場面もありました。皆様には、ぜひ裁判期日に足を運んでいただき、法廷をこちら側の支援者で埋め尽くし、原告を勇気づけていただきたいと思います。

いよいよ来年には大詰めを迎えます。今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。





第8回口頭弁論期日後の支援者集会でアピールする原告

私が日本国籍を取得しないのは、面倒くさいということも「すこ～し」あるけれど、一番は社会や人を信じているから。そして不自然な行動が嫌いな頑固者だから。決して、日本国籍を拒んでいるわけではない。本当なら、日本で生まれた親も私もきょうだい、姪や甥に日本国籍がないことこそが不自然だと思っている。

日本では国籍が権利や社会保障の線引きになることが多い。社会的負担は同じでも…。就職、選挙、数々の補償（戦後補償、戦争遺族年金、被爆者の補償…用語の正誤は怪しいけど。）その権利や社会保障から、私たちを遠ざけたがる人、そしてそれを知らないままにスルーし許容す

る社会自身にこの「不自然」を変えてほしいと思う。

3世として日本で生まれ育った私にとって、「帰化（余計な手続きを踏んでの国籍取得）」というものはどうしても「踏み絵」「不自然」に思えてしまう。生まれた時からすでに「在日」という不自然な「身分」を抱え込ますことが普通になっている今の社会へのちょっとした反骨もある。

頑固者の私が「不自然」を受け入れることは、日本社会や日本の多くの人の可能性を本気で諦め、とうとう信じられなかつたっていう結果につながるようで、嫌なのだ。だからとりあえず今は理想を夢見ること、みんなに「信じているよ～」というメッセージを送り伝えることで、ちょっとした社会参加を実践しているつもりだ。そして、小さな満足を感じることで自分を支えている。

人によっては、きれいごとと揶揄するかもしれないけれど、きれいごとってとっても大事。諦めないということだから。そして私自身は単純なので真剣、大真面目。本当に切羽詰まるほどの状況が差し迫れば、そんな理想は反故にして帰化でも何でもすると自分に言い聞かせてはいるけれど、そんな状況は今のところニュースとか以外では(\*'Д')ウゥ…無い。若干、日々迫られている気がするとはいえ・・・

十人十色。（在日だって、誰だって。性格も違えば、状況も夢の見方も違う。もちろん傷ついた時の対処も。）色々な考え方がある中で、私なりの答えを大人になる過程で見つけ、それを支えに生きてきた。そんな想いを育んしてくれ、受け止めてくれる強く寛容な優しい存在が囲んでくれている。四六時中はないけれど。

私と同じく、日本で生まれ日本で育った私の友人、今日本で暮らす人の中に支えになってくれる人たちが、今も確実にともに生きている。そのことは力だ。

私は「在日」ではあるけれど、「日本人」であり当然、過去の歴史にルーツがあり、その中で生まれた普通の存在でしかない。過去とは、「関わり」そのものだと思う。

ただそんな私を排除するか受け入れるかは私には決められない。それは日本の社会が決めることであり、その象徴が同じように日本に生まれ育った、私にはない選挙権を持つ有権者と言われる人たちであったりする。

私が私であることの一部もしくは大部分を変えなければ、受け入れないという人たちが多くいることも、もっと言えば、何をしても受け入れないという人がいることも、これまでで十二分に実感している。嫌というほど見せつけられている。

それでも、私は、日本で生まれ育ち、複雑な思いをしながら生きてきた中、折れそうな気持に葛藤してでも、信じると決めた。丸ごと受け入れてくれる人たちに会ってこられたから。

私は信じている。時に愚痴れども。時にご機嫌斜めでふてくされた態度が出ても。

排除したがる人たちが私のような存在の何が悪で、排除したがるのかは全く理解できない。ただ、私の知る限りのところで互いを信頼し合い、ともに易しい（優しい）社会のありようを希求する人を私は知っていて、その存在を絶対に否定しない。

人を従えたがるのではなく、ともに未来を語り、理想を揺らぎながらでも恋い努力し続ける、そんな力ある人たちだ。

私は、その小さな力の一片であり続けたい。それだけ。

まあ。ただ、現実的には、死ぬまでにこのままの私で選挙に参加してみたい。子どもには、すでに先を越されつつある・・・。「小さなわが子のために本当は1票をいれたかった・・・」そんな思いが叶わなかつたのは残念だ。仕方ないから、私のような人を想って、この先、その時が来たら子どもには選挙に参加してもらおう。なんて考えている。そして、いつか、大きくなった子ども世代のために一票を投じる。そんな時が来ますように・・・(祈り)。

とりとめのない、「私」でした。

機会があれば、またね。

## 弁護団自己紹介 河村 学 弁護士(関西合同法律事務所)

途中から弁護団に加わることになりました、弁護士の河村学と申します。本件は、提訴前の相談段階で少し関わったのですが、時間が合わないなどの理由で外れてしまい、今回、改めて合流させてもらいました。

私は、弁護士になって19年目。労働問題を中心に活動してきました。とりわけ派遣労働、有期労働、公務非正規の問題などです。他には、保育問題にも取り組んでいます。

本件に初めて関わったとき、その執拗さに、その傍若無人さに、そら恐ろしい気持ちがしました。自らを集団・組織の構成部分に埋没させ、他者を別の集団・組織の構成部分としてしか考えないときに、差別は起き、助長されます。個人を個人として尊重することが、自由で、息苦しくない社会の第一条件であり、本件は、このことを社会に訴えるものだと思います。

また、本件は、労働者が働く職場環境の問題でもあります。労働者は、業務に従事することを約束しているだけですから、使用者は、労働者に対

し、業務に関係のないことを強いたりは当然できませんし、時間的・場所的に労働者を拘束する以上、業務遂行に伴うこと以外の負担・苦痛を労働者に与えないよう職場環境を整える義務があります。職場は、使用者の自由がまかり通る場でも、誰もが自由を主張できる公共の場でもなく、一人の人間である労働者が、人格的自律を保ったまま、業務に従事できるようにする義務を使用者に強いている場なのです。本件は、労働者も、職場内においても、まずは一個の個人であること社会に訴えるものだと思います。

共通する運動と手をつなぎ、広げる中で、本件裁判に勝利し、息苦しくない社会・職場を実現していけたらと思います。

■編集後記■ 2017年6月の第7回口頭弁論期日より、被告（今井会長、フジ住宅）側は、「弊社は『ヘイト企業』ではありません。『ヘイトスピーチ』などしていません」と強弁しつつ、傍聴の呼びかけをおこなうようになりました。それに応える形で、被告側支援者の傍聴が目立つようになり、9月の第8回口頭弁論期日では、原告側30名程度、被告側30名程度という状況でした。そのなかには、悪質なヘイトスピーチ団体の構成員が含まれていました。傍聴席の半分程度が被告側支援者により埋められる事態に、原告は「怖くて傍聴席をみることができなかった」と語っています。法廷が、被告らによるヘイトハラスメント二次加害の場となってしまったことに、裁判を支える事務局として深く反省し、原告に対して申し訳ない気持ちでいっぱいです。このような状態を僅かでも好転させ、原告の心理的不安を解消するには、被告側を大きく上回る傍聴支援者の数を示すほかありません。ヘイトハラスメント裁判は、まだしばらく続きます。支援者のみなさまには、周囲へのお声かけを含めて、これまで以上の傍聴支援にご協力いただけますよう、強くお願い、申しあげます。

（事務局・文公輝）